

茨城県報 第4808号

昭和37年3月2日

金曜日

（明治35年3月17日
第三種郵便物認可）

目次

告 示

	ページ
●職業訓練所所則	1
●各種学校の設置者変更	8
●クリーニング師試験の施行	9
●生活保護医療機関の指定及び廃止	11
●生活保護施設事務費基準額の一部改正	11
●計量器修理事業の許可	11
●家畜伝染病の発生転帰	13
●豚コレラ予防のための移動禁止等	13
●防火管理講習会の施行	13

公 告

●土地立ち入り測量	14
-----------	----

告 示

茨城県告示第185号

茨城県職業訓練所所則を次のように定める。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨 城 県 職 業 訓 練 所 所 則

茨城県職業訓練所所則（昭和34年茨城県告示第574号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この所則は、別に定めるもののほか、茨城県部制並びに行政機関等設置条例（昭和30年茨城県条例第20号）第8条の2第1項に規定する職業訓練所（以下「訓練所」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（訓練の教科及び実施方法）

第2条 訓練所における職業訓練の教科及び実施方法は、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）の定める基準に従い、あらかじめ知事の承認を得て所長が定めるものとする。

（訓練開始の時期）

第3条 訓練開始の時期は、毎年4月とする。ただし1年以下の訓練、新規訓練等の場合で4月に

開始できないときは、この限りでない。

（入所の資格）

第4条 訓練所に入所しようとする者（以下「入所希望者」という。）は、義務教育修了者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者でなければならない。

（入所の手続き）

第5条 入所希望者は、入所願書（様式第1号）を直接又は入所あつ旋を受けた公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して訓練所長に提出しなければならない。

（入所の決定）

第6条 所長は、当該訓練所の所在地を管轄する安定所長の協力を得て入所希望者を選考し、協議のうえその入所を決定する。

2 所長は、入所を決定したときは、その旨を当該入所希望者に通知する。

3 所長は、安定所長からあつ旋された入所希望者の採否について、その安定所長に通報するものとする。

（入所）

第7条 前条第2項の入所決定の通知を受けた者（以下「入所決定者」という。）は、保証人2人を定めて所長の指定する期日までに誓約書（様式第2号）を提出するとともに、所定の期日に入所しなければならない。

2 所長は、入所決定者が前項の規定に違反したときは、入所決定を取り消すことができる。

（保証人）

第8条 前条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）のうち1人は県内に居住する独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 入所決定者が未成年者の場合にあつては、原則として1人は親権者又は後見人でなければならない。

3 保証人は、訓練所に入所した者（以下「訓練生」という。）の訓練に係る一切の責に任ずるものとする。

4 訓練生は、保証人が次の各号の1に該当したときは、すみやかにその旨を届け出るとともに、第1号若しくは第2号に該当した場合又は県内に居住する保証人が県外に異動した場合で他の保証人が県内に居住していない場合は、死亡し、資格を失い、又は住所を変更した保証人に代わる新たな保証人を定めて誓約書を提出しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 保証人としての資格を失ったとき

(3) 住所又は氏名を変更したとき

（欠席）

第9条 訓練生は、欠席しようとするときは、あらかじめ欠席願（様式第3号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、病気のため引続き5日以上欠席しようとするときは、

するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休日)

第10条 次の各号に掲げる日は休日とし、訓練を行なわない日とする。ただし、所長は知事の承認を受けて休日を振り替えることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する日
- (2) 日 曜 日
- (3) 開所記念日
- (4) 12月28日から翌年の1月3日まで

(災害補償)

第11条 訓練生は、訓練上生じた災害について、別に定めるところにより補償を受けることができる。ただし、その災害が本人の責に帰するときはこの限りでない。

(ほう賞)

第12条 所長は、訓練生が次の各号の一に該当すると認めたときは、ほう賞することができる。

- (1) 素行善良で教科成績の優秀な者
- (2) 精 励 者
- (3) 他の訓練生の模範とするに足ると認められる善行のあつた者

(懲戒)

第13条 所長は訓練生が訓練生の本分に反する行為があると認めたときは、次の各号に掲げる懲戒をすることができる。

- (1) 訓 戒
- (2) 出席停止

2 前項第2号の出席停止の期間は、1日以上30日以内とする。ただし、その期間内であつても悔悟の事実があると所長が認めたときは、出席停止を解くことができる。

(退所)

第14条 訓練生は、病気その他の理由により退所しようとするときは、退所願(様式第4号)にその旨を詳記し、保証人連署のうえ所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 所長は、訓練生が次の各号の1に該当するときは、その訓練生に退所を命ずることができる。

- (1) 性行不良であつて改必の見込みがないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなくしばしば欠席するとき
- (3) 前各号のほか、成業の見込みがなく、退所させることが適当と認められるとき

(修了)

第15条 所長は、訓練生が所定の教科を修了したときは、修了証書(様式第5号)を授与する。

(寮舎)

第16条 訓練生で寮舎に入寮を希望する者は、入寮願(様式第6号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 入寮の際に願ひ出た期間の途中で退寮しようとするものは、退寮願(様式第7号)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(雑則)

第17条 この所則に定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

様式第1号

(表)



のり

返信用切手

10 円

ちよう付のこと

経 由 安 定 所		訓 練 所	
所 長	所 員	所 長	所 員

失 業 保 険 受 給 中 の 有 無
受 給 資 格

有 無

いずれか○でかこむ

入 所 願 書

受理証
契 印

受 理 番 号



～ 第 番

わたくしは貴所

(昼夜) 科に入所したくお願いします

昭和 年 月 日

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

㊞

生 年 月 日

昭和
大正

年 月 日生

(満 才)

茨城県 職業訓練所長殿

(裏)

身 上 調 書

1 本 籍													
2 現住所													
3 学 歴	最 終 学 校 名				専修科名		卒業(中退)年月日				修学期間		
					科		昭和 年 月 日				卒業了 修中退		
4 職 歴	期 間				勤 務 先				職 務 内 容				
	昭和	年	月	日から									
	昭和	年	月	日まで									
	昭和	年	月	日まで									
5 家族の 状 況 (本人を除く)	氏 名	年令	本人との続柄	職 業	勤 務 先	月 収	資 産						
							イ 住 居						
							自家・借家						
							そ の 他						
							ロ 不動産						
							田 セ						
							畑 セ						
							山林 セ 宅地 坪						
6 希望種	7 通 所 の 方 法				8 入 所 中 の 経 費 負 担		9 修了後の希望						
第1希望	ア 入寮を希望する イ 希望しない 通所を利用するもの 自動車, 電車, バス, 自転車, 徒歩				ア 家族の援助 イ 親戚の援助 ウ 失業保険 エ 生活保護 オ その他		ア 自営の予定 イ 通勤就職 (希望地 市町) ウ 住込就職 (希望地 市町) エ 就職内定 (内定地)						
第2希望	ウ 乗車駅(停留所名) () () エ 自宅乗車地地点の距離 km												
10 身 体 状 況			11 趣味運動特技				12 何によつて募集を知りましたか						
ア 身 体 (cm)			ア 趣 味				ア ラ ジ オ キ 知 人						
イ 体 重 (kg)			イ 運 動				イ 新 聞 ク 学 校						
ウ 胸 囲 (cm)			ウ 特 技				ウ ポ ス タ ー ケ 安 定 所						
エ 視 力 右 () 左 ()			エ 好きな学科				エ パ ン フ レ ッ ト コ 訓 練 所						
オ 既往症による欠陥							オ 修了生の話 カ 友 人						

(B5 上質紙)

様式第2号

誓 約 書

貴所に入所のうへは、所則その他指示事項を堅く守り、誠実に訓練を受けることを誓います

昭和 年 月 日

本人住所

(訓練職種名) 科 氏 名

㊞

私どもは、上記の者の訓練に係る一切の責に任じ、万一上記の者に不都合な行為があつた場合は、私どもの責任において貴所に迷惑をかけることを誓います。

保 証 人 住 所

氏 名

㊞

保 証 人 住 所

氏 名

㊞

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

様式第3号

欠 席 届

下記により欠席いたしたいから御承認願います。

記

1 事 由

2 期 間 昭和 年 月 日から 日間
昭和 年 月 日まで

3 関係書類 別 添

昭和 年 月 日

(訓練職種名) 科

氏 名

㊞

保 証 人 氏 名

㊞

茨城県 職業訓練所長殿

(注) (1) 関係書類欄には、医師の診断意見書などを記入し、別添とする。 (B5)

(2) 寮生で保証人の連署困難と認められる場合等は舎監の添書を別添とする。

様式第4号

退 所 願

下記により退所いたしたいから御承認願います。

記

- 1 事 由
2 期 日 昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

(訓練職種名) 科

氏 名

印

保 証 人 住 所

氏 名

印

茨城県 職業訓練所長殿

様式第5号

第 号

割印

修 了 証 書

本籍県名

氏

名

年 月 日生

右は、本所において職業訓練法(昭和三十三年法律第一三三号)による公共職業訓練(訓練職種名及び基準訓練時間に記載する。)の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

茨城県

職業訓練所長

氏

名 印

(注) () 内は 機械工科 1,800時間 溶接工科 900時間 等を記入すること。 (B4)

様式第6号

入 寮 願

下記により、寮舎に入寮いたしたいから御承認願います。

1 事 由

2 期 間 昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで

(又は修了の日)

本 人 住 所

(訓練職種名) 科 氏 名

㊞

保証人 住 所

本人との関係

氏 名

㊞

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

様式第7号

退 寮 願

下記により、寮舎を退寮いたしたいから御承認願います。

1 事 由

2 期 日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

退 寮 後 の 住 所

(訓練職種名) 科 氏名

㊞

保 証 人 住 所

氏名

㊞

茨城県 職業訓練所長殿

(B5)

茨城県告示第186号

下記各種学校の設置者変更は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第1項において準用する同法第5条第1項第1号の規定により昭和37年3月1日認可した。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

(第三種郵便物認可)

名 称	位 置	新 設 置 者	旧 設 置 者
神栄石岡高等家政女学校	茨城県石岡市石岡 7,884の1	神栄生糸株式会社 石岡工場長 井 田 博	田 辺 三 男

茨城県告示第187号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第2項の規定によりクリーニング師試験を下記のとおり実施する。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 受 験 資 格

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者又は、厚生省令(昭和25年厚生省令第35号)で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められた者

2 試 験 課 目

① 学 科 試 験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

② 技 能 試 験

洗たく物の処理に関する技能

3 試験日時、試験場

	日	時	試 験 場
学 科 試 験	昭和37年4月5日	午前9時30分	石岡市大小路1,715 茨城高等理容美容学校
技 能 試 験	昭和37年4月20日, 21日		水戸市仲町514番地 モリ幸クリーニング所

4 受 験 手 続 き

① クリーニング師試験受験願書(別記様式1)

② 添付書類

ア 履 歴 書

イ 写 真(手札型半身正面で出願前6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名及び生年月日を記載のこと。)

ウ 学校教育法第47条の規定に該当するものにあつては、卒業証書の写(所轄保健所で本証と

対照し相違ない旨の証明をうけたもの。)又は卒業証明書

エ 旧国民学校令による国民学校の高等科を終了した者旧中等学校令による中等学校の2年の課程を終つた者にあつてはこれを証する学校長の証明書

オ クリーニング業法施行規則の1部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)付則第2項第6号の規定に該当するものにあつては厚生大臣の認定書の写

カ 戸籍抄本又は謄本

5 受験手数料

受験手数料として金5百円の県収入証紙を茨城県収入証紙規則による収入証紙納付書(別記様式2)にはること。(消印をしてはいけない。)

6 受験願書の受付及び締切期日

昭和37年3月12日から3月23日まで

(ただし、日曜日、祭日は除き土曜日は正午まで)

7 願書の提出先

茨城県衛生部環境衛生課

8 そ の 他

受験願書は、本人又は代理人が直接持参すること。(印鑑持参)

郵送による願書は事情の如何を問わず受理しない。

別記様式 (1)

クリーニング師試験受験願書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

クリーニング業法第七条の規定によるクリーニング師試験を受験いたしたく別紙関係書類及び試験手数料を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

別記様式 (2)

収 入 証 紙 納 付 書

納人住所

氏 名

印

一金500円也

ただし、クリーニング師試験手数料として昭和 年 月 日納付

(第三種郵便物認可)

収入証紙はりつけ欄

茨城県告示第188号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関につき次のとおり指定及び廃止をした。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区分	指 番	定 号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 年 月 定 日
医科	1,300		中山 医 院	下妻市中郷187	外科, 内科, 小児科, 皮膚泌尿器科	中山 誠	37.3.1
//	1,301		森 医 院	日立市助川町2,259	耳鼻咽喉科, 整 形外科, 小児科	森 和昭	37.3.1

2 廃 止

区分	指 番	定 号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	廃 年 月 止 日
医科		156	中山 医 院	下妻市中郷187	内科, 小児科, 外科	中山 繁	37.3.1

茨城県告示第189号

昭和36年12月18日茨城県告示第1,190号で告示した生活保護法による保護施設事務費基準額の一部を次のとおり改め, 昭和37年2月1日から適用する。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

生活保護法による保護施設事務費基準額の表中保護施設事務費基準額(月額)の欄愛友養老園の項「2,944円」を「3,279円」に改める。

茨城県告示第190号

計量法第35条第1項の規定により次の者の計量器修理事業を下記のとおり許可した。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

は かり 第1類

許可番号	許 可 年 月 日	工 場 の 所 在 地	氏 名 また は 名 称
第 1 号	昭和37年3月1日	水戸市本五丁目864番地	東邦度量衡株式会社

(第三種郵便物認可)

はかり 第2類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	古河市大字古河5,552番地	佐藤初蔵

体積計 第2類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	土浦市港町2,988番地	東部瓦斯株式会社

体積計 第3類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	土浦市港町2,988番地	東部瓦斯株式会社

体積計 第4類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	水戸市西原町3,397番地	株式会社 水戸量水器工作所

角度計 第1類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	水戸市元吉田町 一里塚1,739番地の1	株式会社 平沼商会

角度計 第2類

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	水戸市元吉田町 一里塚1,739番地の1	株式会社 平沼商会

時 間 計

許可番号	許可年月日	工場の所在地	氏名または名称
第1号	昭和37年3月1日	水戸市南町477番地の2	有限会社 田鍋時計店
第2号	//	// 泉町1,115番地	株式会社 石川時計店
第3号	//	// 銀杏町100番地	添野正一
第4号	//	// 南町411番地	有限会社 蜂屋時計店
第5号	//	// // 443番地の1	会 沢 義 二
第6号	//	// 柵町3丁目22番地	上 遠 野 正
第7号	//	// 泉町1,124番地	有限会社 森島時計店
第8号	//	// 大工町1,064番地	株式会社 石川錦明堂
第9号	//	日立市助川町1,810番地	株式会社 鈴木時計店

第10号	//	// //	2,757番地	木 下 喜 一
第11号	//	// //	2,238番地	堀 越 豊 吉
第12号	//	// //	2,755番地	大 和 田 豊 太 郎
第13号	//	// //	2,731番地	宮 本 勉
第14号	//	//	多賀町87番地	大 和 田 栄 寿
第15号	//		勝田市武田1,100番地	武 石 圭 充
第16号	//	// //	1,100番地の8	西 野 善 次
第17号	//		鹿島郡鉾田町大字鉾田1,517番地	小 島 五 三 男
第18号	//	//	鹿島町大字宮中2,156番地	石 橋 肇
第19号	//		行方郡潮来町大字潮来598番地	児 玉 秀 次

茨城県告示第191号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発 生 頭 数	発 生 月 日	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	7 頭	3 月 2 日	と場発見 殺 処 分 2頭 5頭	高 萩 市 安 良 川

累 計 7 頭

茨城県告示第192号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年6月茨城県規則第47号)第7条第1項の規定に基づき豚コレラ予防のため移動禁止区域、家畜の種類、物品及びその他必要な事項について下記のとおり指定した。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 移動禁止区域 高萩市大字安良川、石滝、島名、秋山北方、台高萩
- 2 家畜の種類、物品 豚及び豚コレラの病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 そ の 他 船中に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第193号

消防法施行令第3条第1項第1号の規定により防火管理に関する講習会を下記のとおり実施する。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

月	日	開催地	開催場所	備考
3	19～20	下 妻 市	下 妻 市 下妻市青年研修所	
3	22～23	土 浦 市	土浦市港町3,451 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所	
3	27～28	水 戸 市	水戸市木ノ折町 茨城県立水戸農業高等学校	

公 告

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとお公り告する。

昭和37年3月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 二級国道水戸郡山線道路改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 久慈郡大子町大字袋田、字岩下、山根、才ノ田、中野
同 町 大字久野瀬字坂下、家ノ前、諏訪下
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年3月10日から
昭和37年6月30日まで

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民政等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所